

チャレンジクラブ オープンカー特別規定変更のご案内

平素は、鈴鹿サーキットをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

鈴鹿サーキット スポーツ走行のチャレンジクラブをオープンカーで走行していただく際には、オープンカー特別規定に従った車両で走行していただいておりますが、これまでの運用状況から検討した結果、オープンカー特別規定を下記のとおり変更させていただきます。

変更後のオープンカー特別規定につきましては下記日程より実施となりますので、ご案内申し上げます。

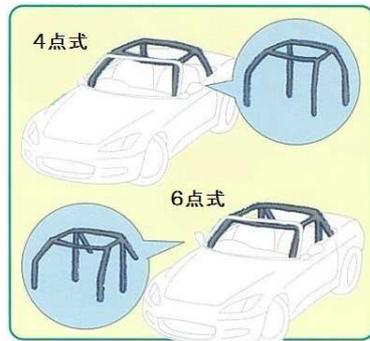
記

1) オープンカー特別規定 変更箇所

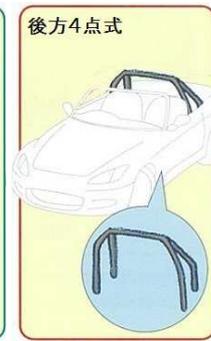
変更前

・4点式以上の室内ロールケージ(フロント4点式以上)を取り付けること。

○ 走行可能



× 走行不可



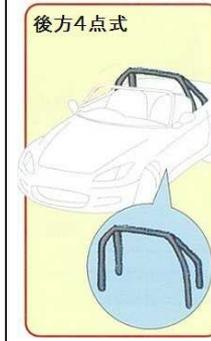
変更前

・フルフェイスタイプのヘルメットを着用すること。

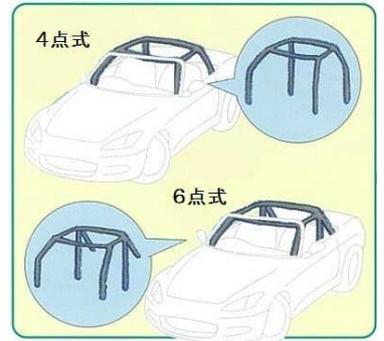
変更後

・後方4点式以上のロールバー装着を義務とする。
なお4点式以上の室内ロールケージの装着を強く推奨する。

○ 走行可能



○ 推奨



変更後

・フルフェイスタイプのヘルメットを着用すること。
なおJAF公認またはMFJ公認のヘルメットを推奨する。

※その他のオープンカー特別規定に関してはこれまで通りとなります。

・オープンカーで走行する際は4点式以上のシートベルトを取り付けることが義務となります。

2) 変更後のオープンカー特別規定の施行日

2015年12月1日(火)から

以上

■ オープンカー特別規定についての補足説明

- ・オープンカーで走行される際は、ソフトトップ・ハードトップともに屋根を閉めて走行してください。
- ・純正電動ハードトップの車両はクローズド車両扱いとなり、オープンカー扱いとはなりません。

ご不明な点につきましては鈴鹿サーキット、SMSC事務局までお問い合わせください。

□ お問い合わせ先

鈴鹿サーキット モータースポーツ課 :059-378-3405 FAX:059-378-3625